

業務及び財産の状況等に関する報告
〔預金保険法第80条に基づく報告書〕

平成14年1月11日

大阪第一信用金庫

金融整理管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当金庫をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	2
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	4
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追求体制の確立	5
2. 具体的施策	5
3. 事業譲渡の見込み	5

1. 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について

1. はじめに

当金庫は、平成13年10月19日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「業務及び財産の状況を総合的に勘案し、当金庫の財産を以って債務を完済することが出来ない」旨の申出を行いました。

これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告の求めに応じ、当金庫の業務及び財産の状況につき調査を行っておりますので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本作業につきましては、平成13年10月19日に選任された金融整理管財人のもとで直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分でないかと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づき金融整理管財人のもと、現在さらに旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もとりかかりつつあり、管理を命ずる処分を受ける状態に至った経緯・原因につきましては、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当金庫をとりまく経営環境と経営状況

当金庫は、昭和4年2月20日、大阪府下に居住する地域住民の企業活動と生活の向上を目的として開業されました。営業地域につきましては大阪市、東大阪市、吹田市、摂津市、八尾市、門真市及び大東市であり、店舗は大阪市内に本店、その他5支店、4出張所で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業等に対して融資をするなど地域密着経営を行ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として、当金庫は地域社会との共存共栄であるという原点に立脚し、常に顧客本位の経営に徹し、地域（顧客）ニーズに適切に対応して、地域において存在感のある金庫として健全経営を目指しておりました。

しかしながら、長期にわたる景気低迷による取引先の倒産、破産、債務超過または返済の条件変更等により業況が悪化の一途を辿っており、加えて、地価の下落による保全不足、株式市況悪化により多額の有価証券含み損を抱える事となりました。

こうした状況のもと、平成13年3月末を基準日として実施されました金融庁の立入検査を踏まえて、平成13年9月末日を基準日として自己査定を行った結果、不良債権の増加及び保有株式等時価の著しい下落による有価証券の含み損の拡大により3,092百万円の債務超過に陥ることになり、当金庫の置かれた現状を見ますと地域経済の景気回復や

株価の急速な回復等が見込めない状況下において、これを超える経営回復の具体策も見出せず自主再建を断念いたしました。

(3) 破綻に至った要因

当金庫は、収益力が脆弱である中において、外部要因として景気低迷による債務者の業況悪化や地価下落による担保価値の目減り、株式市況悪化による有価証券の含み損等があげられますが、内部要因として、自己査定において財務分析不足、債務者の現況把握不足、返済能力の妥当性の検討等正確性に欠ける点があり、加えて審査管理体制に不十分な点が見られることや又リスク管理の希薄から余資運用に対し体力に見合った運用、保有枠、ロスカットルール等が不十分な対応になっていたことが破綻に至った主たる要因と考えられます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当金庫は、平成13年3月期決算においては、当期利益43百万円自己資本比率6.71%でしたが、平成13年3月末を基準日とする金融庁の立ち入り検査が8月より実施され、これを踏まえて平成13年9月末日を基準日として自己査定を行った結果、不良債権増加による引当額の増額及び保有株式等時価の著しい下落による有価証券の含み損の拡大により3,092百万円の債務超過となり自己資本比率が▲10.27%と大幅に低下することとなりました。

(2) 自己資本回復の断念

平成13年9月末日を基準日とした自己査定の結果、大幅な債務超過、自己資本比率の低下により当金庫の財産をもって債務を完済できない状況にあり、当金庫の置かれた現状を見ますと地域経済の景気回復や株価の急速な回復等が見込めない状況下において、これを超える経営回復の具体策も見出せず、これ以上の存続は極めて困難と判断し、平成13年10月19日預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うことになりました。

II. 業務及び財産の状況

1. 与信業務

当金庫の与信業務については、主要営業地域である大阪府下の製造業、卸、小売業を含む中小零細企業者や個人への融資が多く占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：10店（内出張所4店）

（単位：百万円）

	10年 3月末		11年 3月末		12年 3月末		13年 3月末		業界平均 (13年)	3月末 構成比
		構成比		構成比		構成比		構成比		
貸出金残高	44,703	100	42,179	100	40,641	100	37,996	100	178,121	100.0
内中小企業	32,319	72.3	30,620	72.6	29,953	73.7	28,138	74.1	123,572	69.4
内個人	12,384	27.7	11,559	27.4	10,688	26.3	9,857	25.9	51,384	28.8
内その他	-		-		-		-		3,163	1.8

2. 預金業務

当金庫の預金業務では個人預金の構成比が13年9月末残高で76.2%と高く、主に中小零細企業の家族や従業員、又金庫の親睦会の会員の取引先によって預金が維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：10店（内出張所4店）

（単位：百万円、%）

	10年 3月末		11年 3月末		12年 3月末		13年 3月末		業界平均 (13年 3月)	構成比
		構成比		構成比		構成比		構成比		
預金残高	50,392	100	53,907	100	50,539	100	48,570	100	279,683	100.0
内個人預金	34,200	67.87	39,197	72.71	37,327	73.85	36,427	75.00	213,560	76.36
内法人預金	15,999	31.75	14,531	26.96	13,022	25.77	11,958	24.62	53,976	19.30
内その他	193	0.38	179	0.33	190	0.38	185	0.38	12,144	4.34

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券、株式、外国証券、投資信託主体の運用を行ってまいりました。破綻公表後、資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少いたします。

<投資有価証券残高推移>

（単位：百万円）

	11年3月末	12年3月末	13年3月末	13年3月末 の評価損益
投資有価証券	6,950	8,582	8,291	▲1,627
国債・地方債	1,860	2,170	1,039	50
社債	1,444	769	422	22
株式	170	1,618	3,296	▲1,436
その他	3,475	4,023	3,532	▲264
貸付有価証券				

(2) 商品有価証券

当信用金庫は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下の通りです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針とします。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件 数	簿 価 取得価格	評価額	含み損	件 数	簿 価 取得価格	簿 価 償却後
事業用不動産	3	114	88	▲25	4	78	67
所有不動産	—	—	—	—	—	—	—

5. 不良債権の状況

当信用金庫の不良債権は以下の通りとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金に占める 割合	貸出金 残高	貸出金に 占める割合	貸出金 残高	貸出金に 占める割合
破綻先債権	2,222	5.5	1,928	5.0	2,438	1.3
延滞債権	2,295	5.6	2,893	7.6	10,699	5.5
3ヶ月以上延滞債権	441	1.1	6	0.0	234	0.1
貸出条件緩和債権	4,631	11.4	3,651	9.6	5,016	2.6
合 計	9,589	23.6	8,478	22.3	18,387	9.4

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均(平成13年3月期)	
	金額	債権の占める 割合	金額	債権の占める 割合	金額(億円)	債権の占める 割合
破綻更生債権	3,601	7.6	3,837	8.8	68	3.4
危険債権	2,000	4.2	1,086	2.5	77	3.9
要管理債権	4,134	8.8	3,657	8.4	46	2.3
正常債権	37,465	79.4	35,008	80.3	1,827	90.4
合 計	47,200	100.0	43,588	100.0	2,020	100.0

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、大阪信用金庫に円滑な譲渡を行うことにより、金融仲介機能の維持および当金庫の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費、物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当金庫の営業地域において、引き続き地域の中小零細者企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮します。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、大阪信用金庫への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及及び体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確に致します。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う大阪信用金庫について、信用金庫としての事業特性や地域経済、及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。